

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第74号

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には，当該移動項を当該移動後項号とし，移動項に対応する移動後項号が存在しない場合には，当該移動項（以下「削除項」という。）を削り，移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には，当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には，当該改正部分を削り，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤務成績の証明） 第14条 給与条例第5条第6項の規定による昇給（第18条又は第19条に定めるところにより行うものは除く。第16条において同じ。）は，当該職員の勤務成績について，その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において，<u>勤務実績がない等の事由により当該証明が得られない職員は，昇給しない。</u></p> <p>（昇給区分及び昇給の号給数） 第16条 <u>昇給の区分（以下この項において「昇給区分」という。）は，第14条に規定する勤務成績の証明に基づき，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める昇給区分に決定するものとし，給与条例第5条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は，別表第4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において，昇給区分を決</u></p>	<p>（勤務成績の証明） 第14条 給与条例第5条第6項の規定による昇給（第18条又は第19条に定めるところにより行うものは除く。第16条及び第17条において同じ。）は，当該職員の勤務成績について，その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において，<u>長期休暇等により当該証明が得られない職員は，昇給しない。</u></p> <p>（特定職員の昇給区分及び昇給の号給数） 第16条 <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を給与条例第5条第6項の規定による昇給をさせる場合の号給数は，当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第4に定める特定職員昇給号給表に定める号給数</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定する職員の総数に占める第1号及び第2号に定める昇給区分に決定する職員の割合は、市長の定める割合におおむね合致していなければならない。</u></p> <p>(1) <u>勤務成績が極めて良好である職員 A</u></p> <p>(2) <u>勤務成績が特に良好である職員 B</u></p> <p>(3) <u>勤務成績が良好である職員 C</u></p> <p>(4) <u>勤務成績がやや良好でない職員 D</u></p> <p>(5) <u>勤務成績が良好でない職員 E</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、昇給日前1年の期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）において特に承認され、若しくは免除された場合以外の事由又は総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）第17条第3号に規定する事由により勤務しなかった日がある職員（前項第5号に該当する職員を除く。）の昇給の号給数については、別に定める基準により決定するものとする。</u></p>	<p><u>とする。この場合において、昇給区分Eに決定された特定職員は、昇給しない。</u></p> <p>2 <u>特定職員の昇給区分は、第14条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>勤務成績が極めて良好である特定職員 A</u></p> <p>(2) <u>勤務成績が特に良好である特定職員 B</u></p> <p>(3) <u>勤務成績が良好である特定職員 C</u></p> <p>(4) <u>勤務成績がやや良好でない特定職員 D</u></p> <p>(5) <u>勤務成績が良好でない特定職員 E</u></p> <p>3 <u>次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。）</u> D</p>

改正後	改正前
<p>3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、同項の規定による昇給の号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、当該号給数が0となる職員は、昇給しない。</p> <p>4 前3項の規定により昇給の号給数を決定しようとする職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給の号給数に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給の号給数を決定することができる。</p> <p>5 第1項から前項までの規定により決定しようとする昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第10条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p>	<p>(2) 市長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E</p> <p>4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。</p> <p>5 前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の割合は、市長の定める割合に概ね合致していなければならない。</p> <p>6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（給与条例の定める特定職員にあっては、市長の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。</p> <p>7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第10条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p> <p>8 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の特定職員の人数、第5項</p>

改正後	改正前
<p>第17条 <u>削除</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略 (切替日における昇格又は降格の特例)</p> <p>2 <u>平成18年4月1日(以下この項において「切替日」という。)</u>に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして規則第8条又は第9条の規定を適用する。</p> <p><u>(昇給の号給数の経過措置)</u></p> <p>3 <u>第16条第1項における昇給の号給数については、当分の間、別表第4C欄中「3号給」とあるのは「4号給」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>の市長の定める割合等を考慮して調整する。</u> <u>(特定職員以外の職員の昇給の号給数)</u></p> <p>第17条 <u>特定職員以外の職員を給与条例第5条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略 (切替日における昇格又は降格の特例)</p> <p>2 <u>切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして規則第8条又は第9条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)</u></p> <p>3 <u>平成19年1月1日までの間における規則第16条第1項、第3項第1号及び第6号の規定の適用については、同条第1項中「E」とあるのは「D又はE(給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」とする。</u></p> <p><u>(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)</u></p> <p>4 <u>平成19年1月1日において、特定職員(規則第16条に規定する職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を給与条例第5条第5項の規定による昇給(規則第18条又は第19条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次号に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める一般職員にあっては、市長の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。</u> <u>(1) この項の規定による号給数が0となる一般職員</u></p>

改正後

改正前

- (2) 給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員で次項又は次号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員（給与条例第5条第7項の規定の適用を受けるものを除く。）で市長又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないとするもの
- 5 一般職員の基準号給数は、規則第17条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下
- 6 市長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他市長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 7 附則第4項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は規則第13条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 8 附則第5項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の一般職員の人数等を考慮して、市長が定める号給数を超えてはならない。

別表第4（第16条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	6号給	5号給	4号給（給与条例第3	2号給	0号給

別表第4（第16条関係）

特定職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給

改正後						改正前				
			条第1項第1号に定める行政職給料表の適用を受け、かつ、その職務の級が8級の職員にあっては3号給)							
	4号給	3号給	2号給	1号給	0号給		4号給以上	3号給	2号給	1号給
備考 略						備考 略				

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(総社市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 総社市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成27年総社市規則第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
1 略 (特定職員の昇給の号給数の経過措置)		1 略 (特定職員の昇給の号給数の経過措置)	
2 <u>令和4年3月31日までの間における、改正後の第16条第1項に規定する特定職員の昇給の号給数については、別表第4C欄中「3号給」とあるのは「4号給」と読み替えるものとする。</u>		2 改正後の第16条第1項における特定職員の昇給の号給数については、 <u>当分の間、別表第4C欄中「3号給」とあるのは「4号給」と読み替えるものとする。</u>	